

高額介護サービス費の「受領委任払い」の導入について

1 現状および制度概要

現在、高額介護サービス費の支払いは、介護保険サービス利用における1か月分の1割または2割の自己負担額を全額負担したのちに上限額を超えた分について払戻を受ける償還払い方式です。これを受領委任払い方式にすることで利用者は上限額のみでの支払いだけで済むことになります。

2 対象利用となる介護保険サービス及び対象者

対象となる介護保険サービスは地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院の施設サービスとなり、対象者はそれらのサービスの利用者となります。1か月分の自己負担額を事前に確定するためには単独のサービス利用であることと単身世帯であることが必要となるためです。

3 手続きの流れ

受領委任払いを受けるには「介護保険高額介護サービス費受領委任払承認申請書」の提出が必要となり、提出月の翌月サービス利用分より受領委任払いが開始されます。なお高額介護サービス費未申請の方については合わせて高額介護サービス費支給申請書の提出が必要となります。

4 今後のスケジュール

平成30年3月 事業者への概要説明

平成30年7月 事業者への詳細周知（同報メール・ホームページ掲載）

受領委任払承認申請書受付開始

平成30年8月 8月利用分より受領委任払い適用

平成30年10月 初回分受領委任払い決定処理及び支給